

令和4年度

京都市立病院産業廃棄物収集運搬及び処分（感染性廃棄物を除く）業務

委託仕様書

京都市立病院機構理念

- 市民のいのちと健康を守ります。
- 患者中心の最適な医療を提供します。
- 地域と一体となって健康長寿のまちづくりに貢献します。

京都市立病院憲章

- 質の高い安全な医療を提供するとともに、地域の医療水準の向上に貢献します。
- 患者の権利と尊厳を尊重し、心のこもった医療を提供します。
- 救急や災害時における地域に必要な医療を提供するとともに、地域住民の健康の維持・増進に貢献します。
- 病院運営に参画する事業者等とのパートナーシップを強め、健全な病院経営に努めます。
- 職員の育成に努め、職員が自信と誇りを持ち、全力で医療に従事できる職場環境を作ります。

地方独立行政法人京都市立病院機構

第1章 総則

1 委託業務名称

令和4年度京都市立病院産業廃棄物収集運搬及び処分（感染性産業廃棄物を除く）業務

2 履行場所

(1) 排出事業場

京都市立病院（京都市中京区壬生東高田町1番地2）

(2) 処分場

ア 産業廃棄物（混載ごみ（大型ごみ））

業務受託者（以下「乙」という。）の処分施設

イ 感染性産業廃棄物

地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「甲」という。）が別途契約する処分業者（以下「丙」という。）の処分施設（京都市内）

ウ 産業廃棄物（廃プラスチック類）

地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「甲」という。）が別途契約する処分業者（以下「丁」という。）の処分施設（京都市内）

3 委託業務期間（又は契約期間）

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 趣旨

本書は、甲が運営する京都市立病院における「令和4年度京都市立病院産業廃棄物収集運搬及び処分（感染性産業廃棄物を除く）業務」の仕様書である。業務の実施にあたっては、廃棄物の処分及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）、その他関係法令、及び地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程を遵守するとともに、本仕様書に基づき業務の遂行にあたること。

5 用語の定義

監督職員とは、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第40条に規定する職員をいい、この契約において京都市立病院事務局管理PFI担当に所属する職員をいう。

第2章 委託事項

1 業務内容

甲は、乙に対し、以下の業務を委託する。

(1) 京都市立病院から排出する感染性産業廃棄物の収集運搬に関するこ

(2) 京都市立病院から排出する産業廃棄物（感染性産業廃棄物を除く）の収集運搬及び処分に関するこ

2 排出予定数量

甲が乙に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は下表1のとおり

表1 収集運搬又は処分予定数量

種別		収集運搬又は処分予定数量
感染性産業廃棄物	銳利物(黄)	約16,000リッル／月
	血液等汚染物(赤) その他(オレンジ)	約150,000リッル／月 (合計重量 約11,000kg／月)
	その他(機密 ごみを含む)	約164,000リッル／月 (重量 6,500kg／月)
廃プラスチック類	コンテナ (8m ³)	192m ³ ／年 (重量 8,200kg／年)
	アンプル (4m ³)	12m ³ ／年 (重量 4,000kg／年)
	混載ごみ(大型ごみ)	64m ³ ／年 7,000kg／年

ただし、上記は、令和2年12月から令和3年11月までの実績値を繰り上げた数値であり、実際の排出量は上記から増減する場合がある。

3 収集運搬業務の実施方法

本契約に係る収集運搬業務は以下のとおり実施すること。

(1) 感染性産業廃棄物に係る収集運搬業務

乙は、感染性産業廃棄物について、甲の指定場所において、感染性産業廃棄物の収集を行い、収集日のうちに丙の処分施設に運搬すること。

ア 乙は、感染性産業廃棄物が保管専用施設内に常時確実かつ危険のないように（積み上げ高さが概ね2m以下）収容できるよう、下表2のとおり収集し、また甲の求めに応じて速やかに増便を行い、廃棄物が常時保管専用施設内に収まるよう収集すること。

表2 感染性産業廃棄物の収集頻度

種類	収集頻度 (日曜日及び1月1日から1月3日までを除く)
銳利物(黄)	600リッル／日 又は1200リッル／2日
血液等汚染物(赤) その他(オレンジ)	6,000リッル／日 又は12,000リッル／2日

ただし、甲の連絡により収集運搬を行う場合は、1回あたりの最低数量を銳利物(黄)については600リッル以上、血液等汚染物(赤)及びその他(オレンジ)については6,000リッル以上とする。

イ 収集作業は、午前9時から午後4時までに行うこと。

ウ 保冷車を使用すること。

(2) 産業廃棄物に係る収集運搬業務

コンテナ車を用いる場合は、運搬中に積載物が飛散・落下することのないよう、幌で全体を覆う等の措置を講じ、確実に固定すること。

ア 廃プラスチック類

(ア) 乙は、甲の指定場所において、個人情報を含む廃プラスチック類の収集(積込作業を含む)を行い、丁の処分施設に運搬すること。

(イ) 乙は、廃棄物が甲の集積場(施錠可能な倉庫)に常時確実に収容できるよう収集間隔(概ね週2回程度)を調整し、一定量を超えて廃棄物が滞留しないよう収集すること。

イ 廃プラスチック類(コンテナ)

乙は、甲の指定場所に専用容器（4t（8m³）程度のコンテナを想定）を常時設置し、容器の容量を超えないうちに搬出し、丁の処分施設に運搬すること。収集は、廃棄物が積載されたコンテナと空のコンテナを入れ替えて行うこと。

ウ 廃プラスチック類（アンプル）

乙は、甲の指定場所に専用容器（2t（4m³）程度のコンテナ1個を想定）を常時設置し、容器の容量を超えないうちに搬出し、丁の処分施設に運搬すること。

収集は、廃棄物が積載されたコンテナと空のコンテナを入れ替えて行うこと。

エ 廃プラスチック類（機密ごみ）

(ア) 乙は、甲の指定場所において、個人情報を含む廃プラスチック類の収集（積込作業を含む）を行い、丁の処分施設に運搬すること。

(イ) 乙は、廃棄物が甲の集積場（施錠可能な倉庫）に常時確実に収容できるよう収集間隔（概ね週2回程度）を調整し、一定量を超えて廃棄物が滞留しないよう収集すること。

オ 混載ごみ（大型ごみ）

乙は、甲の指定場所において、混載ごみ（大型ごみ）を、甲の指示により（月1回程度）収集を行い、乙所有の処分施設において処分を行うこと。

4 処分業務の実施方法

許可を受けた方法で速やかに破碎、焼却処分等を行うこと。

5 電子マニフェストの運用

- (1) 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処分振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下「J WNET」という。）を利用して実施するものとする。
- (2) 甲、乙又は丙のいずれかが電気回線の故障、天災その他やむを得ない理由によってJ WNETを利用できない場合には、電子マニフェストに代えて産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を使用するものとする。

6 委託料

- (1) 甲は、乙の請求により、業務が終了した当該期間の委託料を支払う。
- (2) 金額は別途契約書にて定める単価に基づき算出する。
- (3) 支払いは、1箇月単位とする。
- (4) 年度の途中で契約の解除となった場合は、処分済の処分量により、総支払金額を算出して支払うものとし、支払済の金額がある場合は総支払金額から支払済金額を除いた残額を支払うものとする。

7 業務の一時停止

- (1) 乙は、やむを得ない事由により上記3又は4のとおり廃棄物の収集運搬又は処分を行わない場合には、甲にその理由及び期間を事前に文書で通知しなければならない。この場合に上記2の排出頻度に変更が生じる場合には事前に甲の了解を得なければならない。
- (2) 乙は廃掃法施行規則第10条の6の2に規定する事由が発生した場合には、再委託先の紹介等、甲が行う再委託に協力しなければならない。

8 一般事項

- (1) 乙は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督職員と協議すること。

(2) 乙は、仕様書によることが困難な場合、監督職員と協議すること。

9 業務管理

- (1) 乙は、この契約に関連して、業務上知り得たこと及び廃棄物に含まれる個人情報を契約期間の内外を問わず、甲の許可を得ずに外部に公表又は漏らしてはならない。
- (2) 乙は、乙の責に帰する理由により、第三者の工作物・人畜等に損害を与えたときは、乙の責任において一切を解決し、その賠償をしなければならない。また、派遣作業員の負傷についても同様とする。
- (3) 病院敷地内では徐行及び安全確認を徹底すること。もし、作業に伴って汚損、破損及び施設内への廃棄物の散乱を生じた場合は乙の責任により原状に復さなければならない。

10 契約解除時に引渡し済である廃棄物の取扱い

乙の義務違反により甲が契約を解除した時点で引き渡しを受けている廃棄物については乙の責任において収集運搬又は処分すること。

11 再委託の禁止

- (1) 乙は、本契約に係る履行の一部又は全部を他の者に再委託してはならない。ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。
- (2) 乙がこの条項に違反したときは、本契約を解除するものとする。

12 廃棄物処分乙記入欄について

乙が最終処分を委託又は別事業所で行う場合、契約書を交わす際、中間処理の許可書と共に最終処分地の許可書の写しを添付すること。ただし、最終処分地の許可書の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分乙記入欄」の最終処分地の項目（所在地・処分方法・処分能力等）を記載のうえ、提出し承諾を得ること。

13 その他

許可証の許可事項に変更があった時は、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出すること。

産業廃棄物	処 分	乙記入欄
--------------	------------	-------------

乙に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『□ 許可証のとおり』の欄に□の記入のみとする。

乙が廃棄物の処分等を行なう場所の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証のとおり
乙が行なう処分方法	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証のとおり
乙が行なう処分の施設の処分能力	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証のとおり

※ 甲の委託業務が中間処理の場合

最終処分地について、いずれか選択して□を記入し、不備のないようにすること。

最終処分先の許可証の写しを添付 最終処分先を下記のとおり記載

最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば必ず記載すること	
最終処分先の処分方法	
最終処分先の施設の処分能力	